

令和6年10月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

フリーランス保護法

令和6年11月1日～

フリーランスを保護する「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(以下「フリーランス保護法」といいます。)が令和6年11月1日から施行されます。

(1) 趣旨

働き方の多様化が進み個人単位で事業を行うフリーランスが増えた一方で、報酬の不払いなどのトラブル増加が問題となっています。そこで発注業者とフリーランスとの業務委託取引について、取引の適正化と就業環境の整備を図ることを目的にフリーランス保護法が制定されました。

(2) 保護の対象となるフリーランス

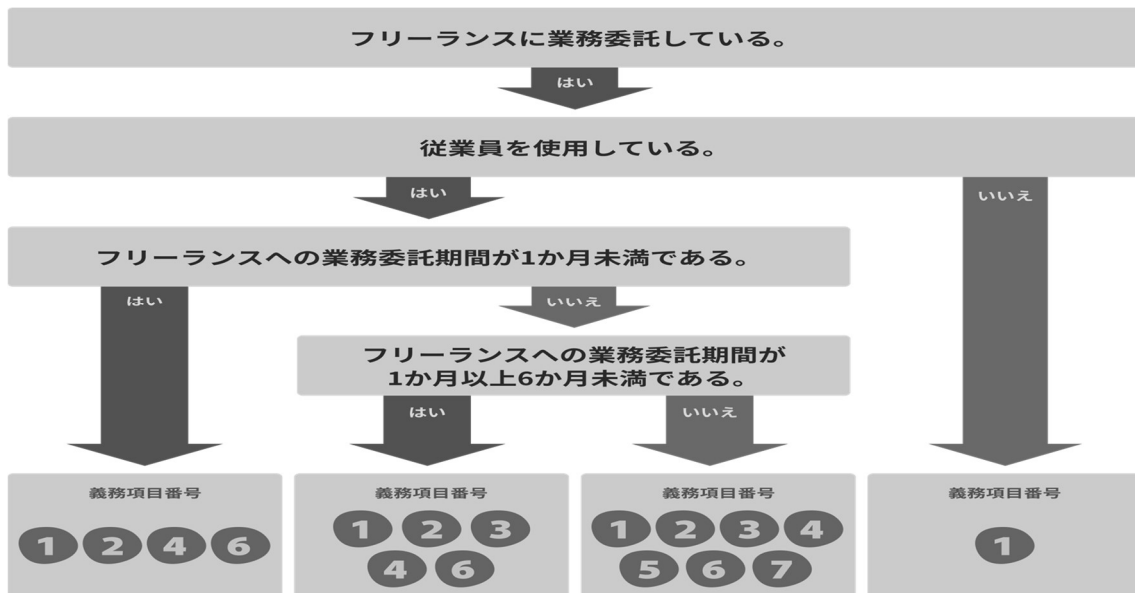
保護の対象となるフリーランスは「特定受託事業者」です。特定受託事業者とは「業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの」をいいます。従業員のいない法人も対象となります。

(3) 発注事業者の範囲

規制の対象となる発注業者は「特定業務委託事業者」です。特定業務委託事業者とは「特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するもの」をいいます。なお、特定受託事業者に業務委託をする事業者であっても従業員を使用しないものは「業務委託事業者」といいます。

(4) 法律の内容

下図のとおり発注事業者が満たす要件によって義務の内容が異なります。



①書面等による取引条件の明示、②報酬支払期日の設定・期日内の支払い、③七つの禁止行為、④募集情報の的確表示、⑤ハラスメント対策に係る体制整備、⑥育児介護等と業務の両立に対する配慮、⑦中途解除等の事前予告・理由開示
(公正取引委員会フリーランス法特設サイト「https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024」より)